平成２５年（フ）第４４号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地１棟22号
債務者　大里　郁子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県田川郡添田町大字添田3378番地、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字庄2364番地
債務者　吉竹　美紀
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第５０号
長崎県長崎市小峰町１番14号　あこやビル105号、旧住所長崎県長崎市田中町346番地
債務者　貞方洋一郎
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
宮崎県都城市南横市町8265番地　ビューラーハイム105号
債務者　田原　良和
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５９号
沖縄県豊見城市字真玉橋321番地　テルヤ荘Ｂ－６
債務者　柴引麻里沙（旧姓東田盛）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９２号
沖縄県那覇市曙３丁目６番24号　朝日のあたる家718
債務者　池間　清治
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５号
福島市飯坂町湯野字小性東１番地
債務者　菊田　正志
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地121番地の４
債務者　矢吹　竹代
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第８号
福島県東白川郡棚倉町大字寺山字亀崎63番地
債務者　谷口　　隆
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
名古屋市中川区松重町４番７号　岩井橋ロイヤルハイツ９Ｋ号
債務者　渋谷　和浩
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８６号
山口県下関市豊浦町大字小串150番地25、前住所福岡県北九州市門司区大里本町２丁目１番12号
債務者　濵田　健司
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
福岡県飯塚市相田307番地11　県営相田団地３棟402号
債務者　小川　美晴
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４９号
大分市坂ノ市中央１丁目７番12号
債務者　首藤　和子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
富山市東老田780番地１
債務者　大辻　将美（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
広島県福山市沼隈町大字草深1821番地１　アサヒハイム１、旧住所広島県尾道市久保町2210番地２
債務者　服部　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３５号
広島県福山市沼隈町大字草深1821番地１　アサヒハイム１、旧住所広島県尾道市久保町2210番地２
債務者　服部美佐子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係